



第28回 通常総会が開催されました

7月21日にメルパルク大阪(大阪市淀川区宮原)において、第28回通常総会が開催されました。会員55社中、出席18社、委任33社で総会は成立、さまざまな議案について審議されました。

また、来賓として農林水産消費安全技術センター(FAMIC)神戸センターの浅木仁志次長にもご出席いただき祝辞を賜りました。

審議された議案は①平成22年度事業報告②同決算報告と監査報告③23年度事業計画案④同予算案⑤会則の一部改正⑥関連議案その他報告と依頼事項で、全て承認され、今年度も肥料取締法の改正に関する説明会の開催や、研修会、啓発活動などを行っていくことを決定いたしました。

総会終了後はFAMIC神戸センター肥料検査課の川口伸司主任調査官から『肥料情勢について』というテーマで、肥料取締法改正に関する最新情報を提供いただいた他、食ライフデザイン(株)の柏原幸代代表取締役の記念講演「健康で幸せな人生と食育」が行われました。柏原氏は同社の代表の他、健康・食育検定協会協議会の理事長も務め

られており、企業・自治体と連動した食育活動、商品やサービスの企画開発、人材育成、コンサルタント、国の委託を受けて健康食まわりの調査事業などもされています。

講演ではなぜ今「食育」が必要なのか、食育検定を取り入れた企業の事例なども紹介していただき、園芸業界に携わる我々にとっても啓発を受ける講演となりました。また、後半は米飯を多めに採る、日本人の体質にあった食生活をする事で健康になろうという講演をしていただき、食品をカロリーで考えるのではなく、炭水化物、脂質、タンパク質に分類して、きちんと採るという考え方に、出席された皆さんも興味深く聞き入ってみえました。



家庭園芸肥料・用土協議会 小塚会長 あいさつ



当協議会は昭和59年に肥料取締法が家庭園芸の分野まで含むことになり、関係省庁の皆様と打ち合わせする機会を作る必要性からスタートしております。名前の通り肥料・用土に関する協議会で、情報交換を密に取りながら、正しい情報を消費者の皆様提供したり、関係省庁の皆様と連絡しながら進めていく協議会です。震災以降いろいろな情報を皆様と共有し、消費者の皆様正しい情報をお伝えする必要を深く感じています。

合わせて最近感じるのは、家庭園芸も単なる『趣味の園芸』の範囲から、暮らし・ライフスタイルに根付いた『生活園芸』

へと変貌していることです。関係する省庁も、農水省様だけでなく、消費安全局や農業の分野にも幅広く関わるようになっていきます。暮らしを楽しむといった視点においては、今後も関わる分野がどんどん広がることも課題と思っています。

『園芸の楽しさ』の中から出てくる新しいアイデアには、業界活性化のヒントがあるように感じています。震災以降、緑のカーテンが大変な数で家庭に広まり、いろいろな緑のカーテンを見かけるようになりました。今後も当協議会では、皆様とさまざまなアイデアを共有し、健全な業界の発展や消費者の健康な暮らしをサポートできるようにしていきたいと思っています。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター 浅木次長 祝辞



肥料の品質・安全性の確保について、会員の皆様には日頃より当神戸センターの肥料検査業務にご理解とご協力を頂きまして、この場を借りてお礼申し上げます。

社会全体のリスク管理を改めて認識しなければいけないような事件が、ここ数年連続して起きています。前半は鳥インフルエンザや口蹄疫などのウィルス、今回は東日本大震災で東北の太平洋沿岸に壊滅的被害が出ており、皆さんの中にも工場や製品倉庫が被災されて当時ご苦労された方もあるかと思っています。報道では製品供給もかなり回復していると聞きますが、一刻も早い復興を願っています。

(福島原発問題では)肥料についても6月28日に、汚泥肥

料中に含まれる放射性セシウムも取り扱うという通知が出たところです。肥料原料の高騰で、堆肥や汚泥肥料などの『リサイクル肥料』の普及が進んでおり、かなりの量の汚泥肥料や原料が検査対象になると思われます。FAMICの立入検査では、有害物質を含む恐れの高い汚泥肥料の生産業者への検査の重点化を図ってきています。検査を円滑に行っていくためにも、やはり皆様との意思疎通は大切だと思いますし、こうして定期的に意見交換や、時間を見て話したりするのが大事だと思っています。皆様方には肥料の品質保全、安全性の確保にご尽力いただきますと共に、FAMICには今までどおりのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

健康で幸せな人生と食育～「食」が変われば人生が変わる!～

『食育』の関心が高まる時代背景～食育と家庭園芸「野菜づくり・花づくり」は介護予防になる～

講師・柏原幸代氏（食ライフデザイン株式会社 代表取締役、健康・食育検定協議会 理事長、管理栄養士）

今は健康や食に関する情報は多いが、逆に多すぎて正しい情報が分からなくなったり、偏っている面があります。健康意識が高く、一生懸命そういった情報を集めている人ほど、実は健康の実現が難しかったり、健康のためにと頑張っていることが間違っていた結果、健康被害を受ける実態もあります。

それを少しでも減らすために、正しい知識を身につけた人を増やさなくてはという思いから、教育プログラムで資格講座に取り組みました。その1つが文科省の外郭団体の認定を受けた「健康食育マスター講座 食育の答え」です。活動を始めて6年目ですが、200社以上の企業研修に採用され、食だけでなく健康という幅広い分野をトータルで勉強して頂く資格講座です。このプログラムと『マイ穀』という活動をしています。食生活の中で、穀物の摂取が少なくなっているのが最大の問題だからです。穀物をどのように食べたらいいのかを、具体的に勉強するのが米穀という活動で、これらを連動して取り組んでいます。

ここからは今の食や健康への関心の高まりという社会背景について、幾つかお伝えします。『食育』という言葉は明治時代からありますが、ここ数年で急に耳にするようになりました。きっかけは2005年に食育基本法が制定され、国を挙げて食育に取り組もうという動きが出てきたからです。

農林水産省、厚生労働省、文部科学省の3省庁が役割分担をして食育活動をし、予算的にもかなり配分されているのですが、中でも圧倒的に多いのが農林水産省で、今の食育活動は農業と結びついた活動が一番多くなっています。各省庁の動きを受けて、各県市町村などの地方自治体が食育推進計画を作っており、私達の活動も自治体と連携することが多くなっています。

大人にも必要な『食育』

今の食育活動は、ほとんどが子供との活動、親子をテーマにしたものが中心なため、世間一般の食育のイメージは『子供のための食の教育』と捉えている人が圧倒的に多いのですが、私達は『大人の食育』をテーマに提案しています。確かに子供達に食に興味を持ってもらうことは大切ですが、子供達にそういった教育が必要になったのは、大人が実践できていないからです。学校で食育をやっても、家の親が食に関心がなく、いい加減な食事だったりすれば結果は出ないし、子供は大人を見て育ちます。大人ができていれば子供にも自然に身につくはずですが、実際、大人の親たちのメタボ対策が課題になっているわけです。

まずは大人たちが病気になる食事を理解して実践していれば、子供達は後から自然についてくるはず。特に企業との取り組みにおいては、大人がきちんと実行できるかというテーマに、非常に関心が高いのが現状です。世の中の食育は子供向けが中心なので、大人の関心やサービスにマッチングしていないと感じています。これからは『大人の食育』も広がっていくのではないかと考えています。

『食育』の関心が高まる時代背景

食育への関心の高まりのもう1つの背景は、2006年の介護保険法の改正で『介護予防』という考え方が導入され、少子高齢化の中で介護人口の増大が大きな社会問題に

なっていますが、要介護状態になってからでは対策が採りにくいため、健康も介護も予防が大事ということが、今後のテーマになってきます。介護予防の考え方には①低栄養の予防②筋力の維持③口腔機能の向上、という大きな三つの柱があります。①しっかり食事を摂り、どういう食事を取ればいいのか。②筋力が衰えないように、どう健康維持していくのか。運動も含みますが、食事が取れないと筋力は著しく落ちてしまうので、食事と運動の関係が非常に重要です。③歯の健康、食と歯が老化予防にどう繋がるかが重要視されています。

日本の年齢構成は22年の最新の数字で、高齢者の割合の加速が進んでいて23.1%になり、まもなく4人に1人が高齢者になり、子供の比率もどんどん下がってきているという深刻な状況にあります。高齢者の健康対策で重要な要素とされているのは、いかに生き甲斐や役割のあるお年寄りを増やすかです。家庭菜園は仕事をリタイヤしたお年寄りにとって、大きな生き甲斐になっているのは、さまざまな現場で見てとれます。野菜を育てるのは日々生長が目に見え、実際に収穫することもやり甲斐に繋がるので、介護予防の中の取り組みとして推進されている面もあります。どんな野菜を育てたらよいかなど、高齢者が取り組みやすい方法を提案していくのは重要です。

日本人の平均寿命は延びており、80歳くらいまでは普通に生き、女性の40%は90歳くらいまで生きています。そうすると定年になる60歳以降の人生が20年から30年もあります。仕事が終わったからといって、家でんびりするのでは身体が衰えていくだけ。いかに栄養を取ってくださいといっても、なかなかむずかしい。私が現場でお手伝いして感じるのは、家庭菜園などは、大きなやり甲斐として提案できるものの1つで、自分で作った野菜を料理して食べるのは、健康面でもよいので、今後提案の余地のある分野と考えています。

3つ目の背景は、40歳以上の国民に対して特定検診・特定指導が義務化されたことです。通称メタボ検診と呼ばれるものです。これは医療保険者に対する義務化で、国民に直接義務化されているわけではありません。日本人は必ずどこかの健康保険組合に加入しており、その健保組合に対して、加入している被保険者(国民)に対する健康診断を義務化し、その健康診断で異常があった人達に対しても、健保組合がなんらかのメタボ対策を取らなければならないと義務化されました。メタボの人を減らさなければ、健保組合に大きなペナルティーが科されるように、これから変わってきます。

この制度は3年前に導入され、5年間の移行期間を経て、実際にペナルティーなどが科されるようになるのは2013年です。メタボ者の多い少ないで、保険料が高くなったり、逆に優遇措置で安くなったりします。メタボが連帯責任になり、企業に対しても締め付けが厳しくなり、メタボ者の意識も変わってくるはずです。

現状では40歳以上の2人に1人が、メタボかその予備軍といわれています。企業との連携では、主に働く男性がサポート対象になります。企業の健康管理ではうつ病対策などのメンタルヘルスも深刻で、メタボ対策とうつ病対策に国は力を入れていきます。

この政策の背景には医療費の増大があります。今、国民医療費は年間で34兆を超え、その理由は医療の高度化により、



長く患う病気が増えているためです。ガンは特に医療費がかかる病気で、日本人の死因ではガンが断然トップです。長期的な疾患としては慢性疾患、いわゆる生活習慣病の高血圧、高脂血症、糖尿病、肥満症などが増えています。特に糖尿病の増加率が激しく、なにかしらで病院にかかり、薬を使っている人も増えています。

これらの状況は、食生活をはじめとする生活に乱れがあるためです。ガンや生活習慣病は、食や生活習慣のちょっとした見直しで、かなりの予防や改善ができることが実証されています。そういう取り組みをサポートすることで、医療費はかなり減ってきます。

国としてはこうした状況に医療分野でしか対策がとれませんが、ヘルスケア産業などの新しい産業を創出しようとしています。例えば医療機関では、病名がつかないと医療保険は使えません。医療では病気になった後でないと対応できませんが、食生活のアドバイスなどで(病気になる前に)改善できることは沢山あります。医療法の改正と共に、新しい民間サービスや産業構築の必要性、新しい雇用の創出などの面でも注目されています。

一般企業の中でも、野菜づくりや、食にどう取り組むか、産業化のニーズが大きく、ドイツには成功事例も多く、そういった事例を研究しながら日本でも取り組んでいこうという流れがあります。

健康意識と消費行動の変化

健康意識の向上によって、消費行動も大きく変わってきています。テレビなどでも健康番組が増えています。逆に多すぎて何が正しいのか分からないという人も多くいます。今は健康でも、将来には漠然とした不安感を抱く人も少なくありません。不安というものは、1つのニーズになります。その不安をサポートできるサービスや商品は、今後ニーズが大きくなる分野ではないかと思います。

こうした意識変化により、消費者がものを選ぶときの価値基準に大きな違いが出てきていると感じます。今までは値段や好みだけで選んでいたものが、健康に良い方を選ぶように変わってきています。テレビCMでも、なんらかの健康をアピールした商品のCMばかりが流れていると思いませんか。

時間の使い方、余暇の使い方も変わってきています。私の周りでも野菜を作り始めたという話はよく聞かれ、震災以降は特に(人間)本来の生き方や健康に対する意識が強くなっています。健康になるためには、どんな野菜を、どんな風に作り、作った野菜をどのように食べるか、同じ野菜も食べ方一つでせつかくの力が失われてしまうこともよくあるので、そういうことをよく提案し、「本当に家庭菜園をしたら凄く健康になった」「家族が変わった」という結果が出てくると、

さらに広がりが出てくると思います。

私達は、そうしたサービスに取り組む企業の他、消費者向けのセミナー活動にも力を入れており、ニーズも健康、美容、病気対策、子供のアレルギー、受験対策で能力を上げるための食事などさまざまです。

企業での『食育』教育の事例

一般の消費者に興味・関心を持ってもらう入り口として、セミナーというのは非常に有効な活動だと思っています。セミナーで興味・関心を高めた後で、実際の商品、サービスを提供していきます。1つの事例として、ここ数年取り組んでいる株式会社大戸屋の事例を紹介します。関東を中心に日本全国で300店舗近くを展開しており、海外を含めると300店舗以上を展開、和食定食が中心の業態で、2008年に食育推進を目指して業務提携をさせていただきました。今取り組んでいるのが、まず社員研修です。なぜ食や健康が大事なのか、どういうことが必要なのか、働く人達が理解していなければ、サービスも表面的なものになってしまうので、意識改革が絶対に必要です。健康食育マスター講座を全社員400人が受講して、300店舗ある店の店長になるにはその1級を取らなければならぬことになっています。

勉強すると社員の意識が変わり、もっとこうしたいという意見や、お客様とのコミュニケーションも今までと違う深い関係が増えてくる、という結果が出ています。そうした下地を作った上で、昨年の春から店舗でお客様向けのセミナーを始めました。昨年3月から今年6月まで16ヶ月間、40店舗で160回のセミナーを開催し、北海道から沖縄まで3500人のお客様に参加いただきました。継続参加者から「病気が良くなった」「食事で家族関係が変わった」などの報告があり、今年は1年間、80店舗で240回開催し、5000人の集客を目指しています。これにより店も活性化し、スタッフのモチベーションも上がり、来店頻度も上り、地域との繋がりも強くなりました。

セミナー効果を検証したところ、売上げの伸びの全店平均は103.2%だったのに対して、セミナー実施店舗は108.4%で、5%ほど大きく、一番大きい店舗は125.7%伸びていました。定期的にお店に何うと、いく度にお店の雰囲気が変わっているのを私は肌で感じました。

お客様との接点を持てる取り組みは、現場のモチベーションを上げることにともないます。従業員教育をしっかりと、意識改革をした結果だと思います。

消費者セミナーの現場で実際に良く聞かれるのは、野菜をどう選ぶかなど、(家庭菜園などで)野菜を作っている人の相談も多くなっています。家庭菜園を少しはやっていますが、私自身もそれほど詳しい分野ではないので、これを機会にいろいろ勉強して提案できるようになっていきたいと思っています。

会員紹介

◇毎回、会員リスト掲載順に紹介していきます

株式会社諏訪商会

本社 〒179-0074
東京都練馬区春日町5-33-36
TEL 03-3825-2881 FAX 03-3825-3655
<http://www.joy-agris.com/>

農園芸資材・用土・花材・種苗等、植物に関わるものすべての商材の卸業を行っており、園芸店・生花店・花卉生産者等が主なお客様となっております。当社の粒にこだわったオリジナル培養土が、多くのお客様より好評頂いており、これからもお客様によるこんでいただける商品、園芸で楽しい！と思う商品をご提案していきたいと思っています。

日清ガーデンメイトは“植物の力をバックアップ”。肥料・用土を通じて観る・育てる・食べる楽しみを提供しています。厳選された原材料を使用し、安全・安心も一緒にお届けすることにより、家庭園芸の健全な復興に取り組んでいます。また、当社の菜種油からは、栽培農家様から初心者のお客様まで様々なかたちで幅広くご愛顧していただいております。

日清ガーデンメイト株式会社

本社 〒141-0033
東京都品川区西五反田2-12-3
TEL 03-5740-4149 FAX 03-5740-4132
<http://gardenmate.net>

肥料Q&A

Q1 農業用肥料の大袋(20kg入り)を買ってきて小分け(500g入り)して販売したいのですが、何か注意することがありますか？

A 小分けした場合には、販売業者保証票を付けます。家庭園芸用については、「家庭園芸専用」の表示を行い、包装を10kg以下とすることにより、保証票の表示について、簡略化が特例として認められています。

簡略化は、①窒素全量を保証する場合、原料の種類(窒素全量を保証又は含有する原料)の表示は必要ありません。②効果発現促進材、硝酸化成抑制材、組成均一化促進材、着色材を使用している場合は、この種類のみ表示でよく、材料の名称や使用量の表示は必要ありません。

透明な袋に入れただけで、保証票も付けずに販売することは肥料取締法の違反になり、販売や譲渡は出来ません。また、他人の商標が記された商品の無断小分けは、工業所有権上問題になることがありますので、商標権者に確認が必要です。

Q2 家庭園芸用複合肥料はどのような「原料」を使用してもよいのですか？

A 家庭園芸用複合肥料は、他の複合肥料と異なり、公定規格で原料として規定されている以外にも、肥料効果と安全性が確認できれば、原料として使用できます。

保証成分量に寄与する肥料成分を含んでいることが目安となります。肥料を登録申請する際には、肥料効果試験、無機化試験などの成績書の添付が必要です。詳しくは、FAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)にご相談ください。

**全国の
FAMIC**

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

【本部】〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
TEL050-3797-1830 FAX048-600-2372

地域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県 ※全国

【札幌センター】

〒001-0010 札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル
TEL050-3797-1758 FAX011-757-5366
〒060-0042 札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
TEL050-3797-2761 FAX011-261-6737
地域:北海道

【仙台センター】

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
TEL050-3797-1888 FAX022-293-3933
地域:青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県

【名古屋センター】

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
TEL050-3797-1896 FAX052-232-2107
地域:富山県、石川県、岐阜県、愛知県、福井県、三重県

【神戸センター】

〒650-0047 神戸市中央区港島南町1-3-7
TEL050-3797-1906 FAX078-304-7425
地域:兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【福岡センター】

〒813-0044 福岡市東区千早3-11-15
TEL050-3797-1918 FAX092-682-2943
門司事務所
〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎
TEL050-3797-1923 FAX093-332-4963
地域:山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

ホームページ <http://www.famic.go.jp/>

事務局より

7月21日の通常総会において次の会員の異動が承認されました。

- ◎平成22年度期入会……株式会社サンアンドホープ(福岡県)22.10.19 株式会社牧野(栃木県)22.12.13
- ◎平成23年度期入会……森産業株式会社(北海道)23.7.15
- ◎平成22年度期末退会……ジェイカムアグリ株式会社(東京都) 東北ゼオライト工業株式会社(秋田県)
- ◎平成22年度3月24日付け休会……東京総備株式会社(東京都)
- ◎会員名変更:サングリーン株式会社→セントラル合同肥料株式会社(東京)22.10.1

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒650-0041 神戸市中央区新港町14-1 財団法人日本肥糧検定協会関西支部気付
TEL 078-332-6491 FAX 078-332-6545 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>